

浦 監 第 290 号
平成 29 年 1 月 17 日

浦安市監査委員 黒田レイ子

同 醍醐唯史

同 秋葉 要

平成 28 年度定期監査（教育総務部・小中学校）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 28 年度定期監査（教育総務部・小中学校）の結果報告書

1 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の実施期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 1 月 13 日

3 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を行うとともに、平成 28 年 9 月 27 日及び平成 28 年 10 月 7 日（見明川小学校）に次の学校の現地調査を実施した。

小学校（6 校：浦安小学校・見明川小学校・入船小学校・明海南小学校・高洲北小学校・東野小学校）

中学校（3 校：浦安中学校・富岡中学校・明海中学校）

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

また、このほか、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、別途、注意し改善を求めた。

(1) 補助金（通帳残高と現金の確認）【学務課・指導課・保健体育安全課】

〔共通〕

ア 年度当初の学校運営費補助金等について、教師による費用の立替が行われている学校（入船小学校・明海南小学校・浦安中学校・富岡中学校・明海中学校）が見受けられた。今後は、適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。（指摘事項）

(2) 学校徴収金（金銭出納簿と通帳の確認）【学務課】

〔共通〕

ア 前回の現地監査（平成 26 年 9 月）において、年度当初の学級費等について、教師の立替えのあった学校が見受けられたことから、改善事項として適正な事務処理を行うよう求めたところである。しかしながら、今回の現地監査においても学級費の教師による立替えが行われている学校があった。（見明川小学校・富岡中学校）

今後は、適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。（指摘事項）

(3) 理科室薬品（管理台帳と照合、薬品及び鍵の管理状況の確認）【指導課】

〔個別〕

ア 理科準備室の鍵が職員室入口付近の鍵置場に他の鍵と一緒にむき出しでかけられていた。また、薬品庫の鍵は職員室内のパソコンを収納しているロッカーに保管されていたが、ロッカーは施錠されていなかった。

（見明川小学校）

薬品庫の鍵の保管場所については、これまでの定期監査においても適正な鍵の保管に努めるよう注意を促したところである。しかしながら、今回の現地監査においても同様の結果であった。今後は、適正な鍵の保管を行うよう改善されたい。（改善事項）

（備考）

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。